

令和8年度岡山市北区まちづくりアンバサダー募集要項

1 募集内容等

- ・募集人数 若干名
- ・活動内容
 - ①岡山市北区役所が行う北区の魅力情報発信業務への協力
※現地取材への同行、北区公式インスタグラムや市HP、市公式Youtube等での動画出演、動画編集等
 - ②岡山市北区が行う独自企画事業への協力
※企画立案協力、企画実行協力等
 - ③岡山市北区役所が行うその他北区のまちづくり及び情報発信等に関すること
- ・申込条件
 - ①特に北区のまちづくりに興味を持ち、北区の情報発信等に協力できる者又は団体
 - ②SNS（特にインスタグラム）に精通しており、かつ自身で情報発信できる者又は団体

※特に写真・動画撮影・編集技術を有していることが望ましい。
※未成年者の場合は保護者の同意が必要です。

申込条件を満たした者又は団体であっても、アンバサダー活動において、以下の行為を行う場合、若しくは、行うおそれのある場合は申込できません。

- ・特定の宗教又は政治のための活動と認められる行為
- ・公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがある行為
- ・個人若しくは団体の宣伝、又は、団体の会員の勧誘を主たる目的とする行為
- ・特定の企業の宣伝活動又は営業活動などの行為
- ・物品の販売や寄付を主たる目的とする行為
- ・その他北区長が不適切と判断する行為

2 活動条件等

- ・活動日 令和8年4月1日から令和9年3月31日の間の任意の活動日
- ・活動時間 必要に応じて、随時連絡
- ・活動場所 必要に応じて、随時連絡
- ・認定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
※ただし、北区長が必要と認める場合は、さらに1年間継続されるものとし、その後も同様とします。
- ・報酬 報酬・交通費等支給なし。
- ・保険 ボランティア活動としてアンバサダー活動に参加した場合の事故については、岡山市民活動保険制度が適用される。
- ・著作権等 本市が依頼したアンバサダー活動において作成された写真、動画等は全て岡山市に帰属する。

- ・その他 活動への参加は任意
※仕事、学業等に支障のない範囲で活動していただければ結構です。

3 申込等

- ・申込方法 別添の申込書に必要事項を記入し、岡山市北区役所総務・地域振興課へ以下の方法にてお申し込みください。
 - ①電子メール
 - ②持参
 - ③郵送

※提出いただいた書類は返却できません。
- ・申込受付 令和8年2月2日（月曜日）から令和8年2月18日（水曜日）まで（17時必着）
- ・選考日 面接の日程等は別途お知らせします。
- ・選考方法 申込書の審査及び面接
- ・選考結果 合否を問わず、令和8年3月末頃に申込者へお知らせします。
- ・認定予定日 令和8年4月1日（認定式は後日案内）

問合せ・申込先
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市北区役所総務・地域振興課
区まちづくり推進室（成本・大賀・石田）
TEL：086-803-1656（直通）
Mail:kita-soumu@city.okayama.jp